

## 美濃市訓令甲第 号

## 美濃市地域公共交通会議事務局規程

(趣旨)

**第1条** この規程は、美濃市地域公共交通会議設置要綱（以下「要綱」という。）第10条第4項の規定に基づき、美濃市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

**第2条** 事務局は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 交通会議の会議に関すること。
- (2) 交通会議の資料作成に関すること。
- (3) 交通会議の庶務に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項。

(職員等)

**第3条** 事務局に、事務局長その他必要な職員を置く。

- 2 事務局長は、美濃市総務部総合政策課長をもって充てる。
- 3 事務局員は、美濃市総務部総合政策課の職員をもって充てる。

(専決事項)

**第4条** 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、異例又は重要と認められる事項については、この限りでない。

- (1) 事務局の運営に関すること。
- (2) 物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。
- (3) 物品及び現金の出納に関すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、簡易な事項に関すること。

(文書の取扱い)

**第5条** 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、美濃市において定められている文書の取扱いの例による。

(公印の取扱い)

**第6条** 交通会議の公印の種類は、会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の管理、取扱い等については、美濃市において定められている公印の取扱いの例による。

(委任)

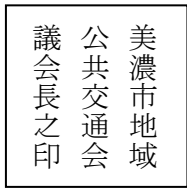
第7条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成24年 月 日から施行する。

別表 (第6条第1項関係)

名称	形状	書体	寸法	用途	個数	管理者
美濃市地域 公共交通会 議会長の印		古印体	18mm×18mm	会長名をもって発する文書	1	事務局長